

2017年5月22日

IFRS 解釈指針委員会 御中

**「IFRS 第9号「金融商品」－ 認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換」に
関するアジェンダ決定案に対するコメント**

1. 当委員会は、「IFRS 第9号「金融商品」－ 認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換」に関する IFRS 解釈指針委員会（以下「解釈指針委員会」という。）の2017年3月の IFRIC アップデートにおけるアジェンダ決定案に対するコメントの機会を与えられたことを歓迎する。
2. 我々は、本論点に関する IFRS 第9号の明確化の内容について同意する。ただし、提案されている明確化の内容は、現行の IFRS 第9号の要求事項からは必ずしも明らかではないと考えている。実務においてばらつきが生じていることから解釈指針委員会が本論点を取り上げたことを踏まえると、すべての関係者が IFRS 第9号の文言のみから適切に要求事項を理解できるように、IFRS 第9号を修正すべきであるとする。
3. 我々は、本論点に関する IFRS 第9号の明確化をアジェンダ決定として周知を図ることは、アジェンダ決定を参照することが強制されない中では、恒久的な対応としては不十分であるとする。
4. したがって、我々は、次回の年次改善サイクルにおいて本論点について IFRS 第9号を修正することを提案する。
5. 我々のコメントが、解釈指針委員会及び IASB の将来の議論に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

川西 安喜

企業会計基準委員会 IFRS 適用課題対応専門委員会 専門委員長